

空手道禅道会広島山口支部 道場生会員規約

第1条 (名称および事務局)

名称 認定特定非営利活動(NPO)法人日本武道総合格闘技連盟 空手道禅道会広島山口支部
事務局 広島県広島市西区南観音 8-12-11-102 号室

第2条 (目的)

青少年の心身の健全な発達と社会人の健康促進に努め、社会体育の一環として武道空手道・武道総合格闘技の普及と振興を図る。

第3条 (入会資格)

次に該当する場合は入会をお断りさせて頂いております。

- ① 運動を医師から禁止されている方
- ② 暴力団関係者
- ③ 支部長・道場長が道場生会員としてふさわしくないと認めた方

第4条 (入会手続き)

- ① 入会を希望する方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し捺印の上、月会費 2 ヶ月分・スポーツ保険年間掛金 を納入して下さい。
- ② 入会日が 20 日～末日の場合は、翌月 1 日入会扱いとさせて頂きます。
- ③ 親子・兄弟の場合は、月会費の家族割引があります。(住所が同一であること)
- ④ 月会費 3 ヶ月目以降の納入は銀行口座振替となります。口座振替依頼書に記入捺印の上、道場責任者に提出して下さい。月会費 3 ヶ月目の引落しに間に合わせるため速やかにご提出下さい。印鑑相違・記載間違い等のないようお願い致します。印鑑相違・記載間違い等で銀行内の処理が遅れ、月会費 3 ヶ月目の引落しに間に合わない場合は道場責任者へ直接納入して頂きます。

第5条 (月会費のお支払)

- ① 定められた月会費を前月にお支払を完了して頂く前納制となります。
- ② 前月 28 日に銀行口座振替でお支払い頂きます。(金融機関が休日の場合は翌営業日)
- ③ 広島の皆様は広島銀行、山口の皆様は山口銀行となります。
- ④ 原則として一旦納入された会費は返還できません。
- ⑤ 振替不能の場合は、速やかに道場責任者に納入して下さい。前納制のため、振替不能分の月会費が納入されるまで道場稽古および行事には参加できません。
- ⑥ 支部事務局は運営上の諸事情により会費額を変更させて頂くことがあります。会費額変更の場合は事前に連絡させて頂きます。

第6条 (スポーツ安全保険加入)

- ① 道場生会員は必ずスポーツ安全保険に加入して頂きます。期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間で毎年更新します。年間で一般部 1850 円・少年部 800 円となります。
- ② 道場生会員が手続きして頂くものではなく、支部事務局もしくは道場責任者が加入手続きを行います。

新規入会者の場合は、入会月の月末にまとめて加入手続きをさせていただきます。

在籍者の次年度更新の場合は、3月末に次年度一年分の更新手続きをさせていただきます。

- ③ 更新の際は、4月会費の口座振替時(3月28日)に、「4月会費」と「スポーツ保険年間掛金」を合算して振替させていただきます。

第7条(休会)

- ① 諸事情で3ヶ月以上の長期にわたり稽古に通えなくなる場合には、休会届提出により休会することができます。休会期間の月会費額は1ヶ月2000円となります。前月の10日までに所定の休会届に記入捺印の上、道場責任者までご提出下さい。なお、口頭での受付は行っておりませんのでご了承下さい。
- ② 月会費未納がある場合には休会はできません。完納して頂いた後に休会届を受付します。

第8条(退会)

- ① 退会する場合は、前月の10日までに所定の退会届に記入捺印の上、道場責任者までご提出下さい。なお、口頭での受付は行っておりませんのでご了承下さい。
- ② 月会費未納がある場合には退会はできません。完納して頂いた後に退会届を受付します。

第9条(月間予定連絡・緊急の休講連絡、および道場生会員連絡先変更の場合、稽古場所等)

- ① 月間予定については、支部事務局より各道場LINEにて連絡させていただきます。LINE本文中の『支部ホームページお知らせ』URLをクリックしてご確認ください。『支部ホームページお知らせ』の「月間予定」にはその月の行事・休講日・稽古時間場所変更を掲載しております。「月間予定」を確認しなかったことにより生じた不利益については一切の責任を負いません。
- ② 警報発令等で緊急で道場稽古を休講する場合は、各道場LINEにて連絡させていただきます。
- ③ 住所・電話番号の変更後は、速やかに支部事務局までご連絡下さい。
- ④ 公共施設の使用関係その他諸事情により、稽古場所の移転、もしくは近隣の当会支部内道場に統合移転する場合があります。その場合は事前に連絡します。

第10条(道場稽古休講)

- ① 審査会大会行事(行事運営・前日準備・遠征など)と重なるとき
- ② 天災の場合
- ③ 年末年始・GW・お盆
- ④ 施設補修・改修工事

第11条(広報写真について)

通常稽古時・審査会大会合宿等イベント時に撮影した動画・写真は、広報活動のために当支部のホームページ・ブログ・Facebook・YouTube等で使用することがありますのでご了承下さい。

第12条(規約の改定周知)

この規約は改定する場合があります。改定後は皆様にお知らせします。

第13条(附則) 本規約は2020年4月1日より施行されます。